（平成二十三年度における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十七条　平成二十三年度における第二十二条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十一条第二項及び第十四条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

（平成二十四年度における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十八条　平成二十四年度における第二十二条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十一条第三項及び第十五条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

附則第二十条を附則第二十二条とし、附則第十九条を附則第二十一条とし、附則第十八条の次に次の二条を加える。

（平成二十五年度及び平成二十六年度における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十九条　平成二十五年度及び平成二十六年度における第二十二条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十一条第三項及び第十六条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

（平成二十七年度以後における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第二十条　平成二十七年度以後の各年度における第二十二条の規定の適用については、当分の間、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十六条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第一号中「地方債」の下に「（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。次条第一項及び第四十五条第一項において同じ。）」を加え、同項第二号中「の地方債」の下に「（発行について地方財政法第五条の三第六項の規定による届出がされた特定地方公共団体の地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。以下この項において同じ。）」を加え、「当該」を「特定地方公共団体の」に改め、同項第三号中「当該」を「特定地方公共団体の」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

（総務省組織令の一部改正）

第三条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第二号中「及び」の下に「届出の受理並びに」を加え、同条第四号中「同意又は許可に係る」を「地方財政法第五条の三第十一項に規定する」に改め、同条第五号中「及び」の下に「届出の受理並びに」を加える。

第六十条第二号及び第八号並びに附則第十五条第一項第一号及び第三項第一号中「協議及び」の下に「届出の受理並びに」を加える。

（財務省組織令の一部改正）

第四条　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第五号中「同意又は許可に係る」を「地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第十一項に規定する」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年二月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方財政法施行令の規定は、平成二十四年度の地方債から適用し、平成二十三年度以前の年度の地方債については、なお従前の例による。

（中小企業等協同組合法施行令等の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「第二十四条第一項第十一号」を「第三十三条第一項第十一号」に改める。

一　中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第十六条第二項

二　農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第一条第二項

三　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第八条の二第二項

四　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第三条の二第二項

五　農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第六条第一項

（消費税法施行令の一部改正）

第四条　消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第二項第一号中「第三十七条各号」を「第四十六条各号」に改める。

（過疎地域自立促進特別措置法施行令の一部改正）

第五条　過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「第三十七条第四号」を「第四十六条第四号」に改める。

（地方財政審議会令の一部改正）

第六条　地方財政審議会令（平成十二年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条第五項及び第二十一条第四項」を「第二十一条第五項及び第二十八条第四項」に改める。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正）

第七条　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号ロ及び第二号ロ中「第十九条第一項第二号」を「第十五条第一項第二号」に改め、同項第三号ロ及び第四号ロ中「第二十条第一項第三号」を「第十六条第一項第三号」に改める。

第四条第一号ハ及び第二号ハ中「第十九条第一項第二号」を「第十五条第一項第二号」に改め、同条第三号ハ及び第四号ニ中「第二十条第一項第三号」を「第十六条第一項第三号」に改める。

第七条第一号ハ中「第八条第二項」を「第二十二条」に改める。

附則第六条中「第八条第二項」を「第二十二条」に、「附則第九条」を「附則第十七条」に、「附則第十三条第二項及び第十六条」を「附則第十一条第二項及び第十四条」に、「附則第十六条」を「附則第十四条」に改める。

附則第七条中「第八条第二項」を「第二十二条」に、「附則第十条」を「附則第十八条」に、「附則第十三条第三項及び第十七条」を「附則第十一条第三項及び第十五条」に、「附則第十七条」を「附則第十五条」に改める。

附則第八条中「第八条第二項」を「第二十二条」に、「附則第十一条」を「附則第十九条」に、「附則第十三条第三項及び第十八条」を「附則第十一条第三項及び第十六条」に、「附則第十八条」を「附則第十六条」に改める。

附則第九条中「第八条第二項」を「第二十二条」に、「附則第十二条」を「附則第二十条」に、「附則第十八条」を「附則第十六条」に改める。

地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年一月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦